

栃木労働局「今月(6月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



栃木労働局の
公式SNS↓



① 栃木県共催 改正労働施策総合推進法等説明会～カスハラ・就活セクハラ～

- 開催日時：2026年6月17日(水) 14:00～16:00
会場：栃木県庁研修館講堂 (宇都宮市埜田1-1-20)
説明内容：①労働施策総合推進法等の改正(カスハラ・就活セクハラ対策の義務化)
②女性活躍推進法の改正による公表義務化について
③労働基準関係法令の概要及び同一労働同一賃金の取組 等

※上記説明会につきましては、定員に達したため、募集を終了いたしました。
多数のお申込みをいただき、誠にありがとうございました。
なお、本説明会と同様の内容につきまして、
令和8年秋頃に改めて開催を予定しております。
詳細が決まり次第、労働局のホームページにて掲載する予定です。



② 令和8年度の労働保険の年度更新の手続きが始まります！(6/1～7/10)

○令和8年度労働保険年度更新の手続きは、
令和8年6月1日から7月10日までです。

◇年度更新申告書の書き方はこちら



○令和8年度から雇用保険料率を改定します。
○令和8年度の雇用保険の概算保険料は新しい料率で、令和7年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。

◇雇用保険の料率変更のリーフレットはこちら



○令和7年度確定保険料の算定に当たっては、年度更新申告書計算支援ツールをご活用ください。

◇年度更新申告書計算支援ツールはこちら



◇労働保険料の口座振替はこちら



労働保険の申請は、カンタン・
便利な電子申請で！

- ★ いつでもどこでも手続き可能！
- ★ 簡単・スピーディーに申請！
- ★ ムダな時間やコストも削減！



法人共通認識基盤 (gBizID) を
ご利用ください



③ 労働保険電子申請アドバイザーが活用できます！(無料)

○無料で労働保険電子申請の初期設定をお手伝いします。
訪問・オンラインにより**アドバイザー**を活用して、労働保険電子申請の初期設定をすることができます。



④令和8年4月1日から、女性活躍推進法が改正

○女性活躍推進法の改正により、これまで従業員301人以上の企業に公表が義務付けられていた「男女間賃金差異」について、**101人以上の企業に公表義務を拡大**するとともに、新たに「女性管理職比率」についても**101人以上の企業に公表を義務付けます**（以下の表を参照）。

○公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」が最も適切です。

情報公表の必須項目の拡大



企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上（※1から1項目以上、※2から1項目以上を選択）を公表（合計4項目以上）
101人～300人	1項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上（※1と※2のうちから1項目以上を選択）を公表（合計3項目以上）

「女性労働者に対する職業生活に関する 機会の提供」
<ul style="list-style-type: none"> 採用した労働者に占める女性労働者の割合 男女別の採用における競争倍率 労働者に占める女性労働者の割合 係長級にある者に占める女性労働者の割合 役員に占める女性の割合 男女別の職種又は雇用形態の転換実績 男女別の再雇用又は中途採用の実績

「職業生活と家庭生活との両立に資する 雇用環境の整備」
<ul style="list-style-type: none"> 男女の平均継続勤務年数の差異 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 男女別の育児休業取得率 労働者の一月当たりの平均残業時間 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 有給休暇取得率 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率



【問合せ】栃木労働局 雇用環境・均等室 TEL：028-633-2795

⑤ 職場における熱中症を防止しましょう！

いつもと違う、熱中症を疑わせる症状の者を見かけた場合、直ちに119番し、救急車が到着するまでに、身体冷却してください。

職場においても、熱中症は発生しており、全国的には、死亡事例も跡を絶ちません。

一昨年には、県内でも熱中症による死亡災害が発生しています。

職場における熱中症を防止するため、作業当日のWBGT値（暑さ指数）を把握した上で、作業開始前に労働者の健康状態を把握し、水分・塩分・休憩をこまめに取らせましょう。

職場における熱中症ポータルサイト
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



⑥ 「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください！

○賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

***賃上げ支援助成金パッケージ**:生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。

「賃上げ」支援助成金パッケージについてはこちら

***働き方改革推進支援センター相談窓口**:中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成の活用などの相談対応。

働き方改革推進支援センターについてはこちら

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター ☎0120-800-590



事業主の
皆様へ

**賃金引き上げ
特設ページ**を開設!

詳しくはこちら»

